

消費生活

No. 107

平成26年 1月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



目指せ!「自立した消費者」!

～幼児から高齢者まで、生涯を通じた「消費者教育」が推進されています～

お知らせ 第41回消費生活展を開催します。

お知らせ 平成26年度消費生活モニターを募集します。



消費生活モニターが活躍しています!



学習会の様子 疑似体験により、悪質業者の手口を知りました。



学習会の様子 製品事故の事例を映像で学びました。



LION 千葉工場視察 洗剤が汚れを落とす様子を観察。



日本食研 千葉工場視察 食品の安全への取り組みを学びました。



学習会の様子 お店の商品を計量し、検査しました。

消費生活モニターは、悪質商法をはじめとした様々な消費生活に関する講義や意見交換などの学習会のほか、私たちが日頃使っている商品の製造工場の視察などを通じて勉強しています。そして、活動で学んだ知識や情報を活かし、市民に周知し啓発するなど日々活躍しています。

目指せ!「自立した消費者」!

幼児から高齢者まで、
生涯を通じた「消費者教育」が
推進されています。



「消費者教育の推進に関する法律」をご存じですか?

平成24年12月施行

この法律は、総合的、一体的に消費者教育を推進するための定義や基本理念、国や地方公共団体の責務などを定めています。平成25年6月に基本方針が閣議決定される

基本
方針

誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供する。

消費者教育により「消費者の自立」を支援し、「消費者市民社会」の基礎を作る重要な法律です。

Q.「消費者市民社会」って何?

A. 消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参加する社会です。

それは、一人一人の消費者が、自分だけではなく周りの人々や、将来生まれる人々、内外の社会経済情勢や地球環境まで考えて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味しています。

では、実現するためには、
具体的に何をすれば
よいのでしょうか?

- ① **不公正な事業者と取引しない**
悪質な事業者が淘汰される
- ② **環境・人・地域に「やさしい」商品を選択する**
環境等に配慮した商品が売れば、事業者が積極的に製造販売するようになる
- ③ **買い物袋を持参するなどして余計なサービスは断る**
過剰包装などのサービスが減り、ごみも減る
- ④ **必要以上に買いすぎない**
資源の無駄が省ける

消費者からの申し出により、問題のある事業者の情報が集まることで、事業者に対する措置が取られる場合もあり、さらなるトラブルの防止につながります。契約のトラブルや事業者の不審な対応はそのままにせず、消費生活センターに相談しましょう。

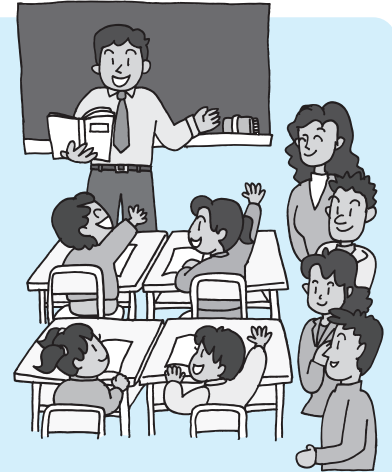
Q.「消費者教育」とは？

A. 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育です。
消費者として自立して生活するには、その時代・社会に応じて、様々な知識と、適切な行動がとれる実践的な能力（生きる力）を身に着けなければなりません。

消費者をめぐる状況は厳しく、消費生活と経済社会との関わりが多様化・複雑化し、地域・家族のつながりも弱まるなか、消費者被害も多様化・深刻化しています。

そこで

消費者庁では、消費者教育の体系イメージマップを作成し、各種団体も教材や資料を作成しています。また学校では、学習指導要領に則り消費者教育に取り組み、地域社会でも啓発講座などが行われていますが、まだまだ十分ではありません。一度消費者被害にあうと、金銭的・精神的にダメージを受け、回復するのはとても大変です。



被害にあわない自立した賢い消費者になるためにも、生涯にわたっての消費者教育が必要なのです。

みなさまの所へ出向き、講座を行います！ なりた知っ得出前講座

成田市消費生活センターでは、消費者教育の一環として、「悪質商法あれこれ」と題し、出前講座を行っています。

今年度も、自治会・民生委員・福祉施設・消費生活モニターなどいろいろな方を対象に、消費生活センターの相談員による旬な情報を発信してきました。

「知らなかったばかりに・・・」「こんなはずじゃなかった・・・」「早く相談すればよかった・・・」とならないためにも、ぜひ出前講座を受けましょう。

- 内容：悪質商法のいろいろな手口についてお話しします。
紙芝居や替歌・DVDなどを用いて、年齢・性別に応じた楽しく、ためになる講座を提案します。

- 準備していただくもの：「10人以上の聴講者」と「会場（講座の場所）」

なりた知っ得出前講座のお問い合わせ・お申し込みは

成田市役所生涯学習課 ☎0476-20-1583 までお願いします。

第41回 成田市消費生活展

正しい知識を深めよう!～賢い消費者をめざして～

消費者の暮らしのヒントがいっぱいの消費生活展を開催します。
会場を回れば賢い消費者になれること間違いなし!ぜひお越しください。

平成26年

◇日時 **2月22日(土)・23日(日)**

午前10時～午後4時

◇会場 **ユアエルム成田店 1階センタープラザ**

(成田市公津の杜4-5-3)

※会場にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

- ◇内容 ○各出展団体によるパネル展示・PRコーナー
- クイズに答えて巡る「スタンプラリー」



成田市観光キャラクター
うなりくん
も来るよ!

平成26年度の「成田市消費生活モニター」を募集します。

消費生活モニターは、消費生活に関する学習会や意見交換を中心とするモニター会議(毎月1回程度)や工場視察などに参加し、かっこいい消費者になることを目指すものです。また、地域の消費者のリーダーとして、得た知識や情報を広く啓発することも重要な役目です。



TPPについての意見交換の様子

◇募集人数 20名以内(選考あり)

◇申込期限 2月28日(金)

◇申込方法 所定の申込書に必要事項を記入のうえ、成田市役所商工課に直接提出してください。
申込書及び募集要項を希望される方は、商工課(☎20-1622)までご連絡ください。

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時/月曜日～金曜日(土・日、祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(市役所2階)☎23-1161 ●